

# 安全統括管理者・運航管理者研修会

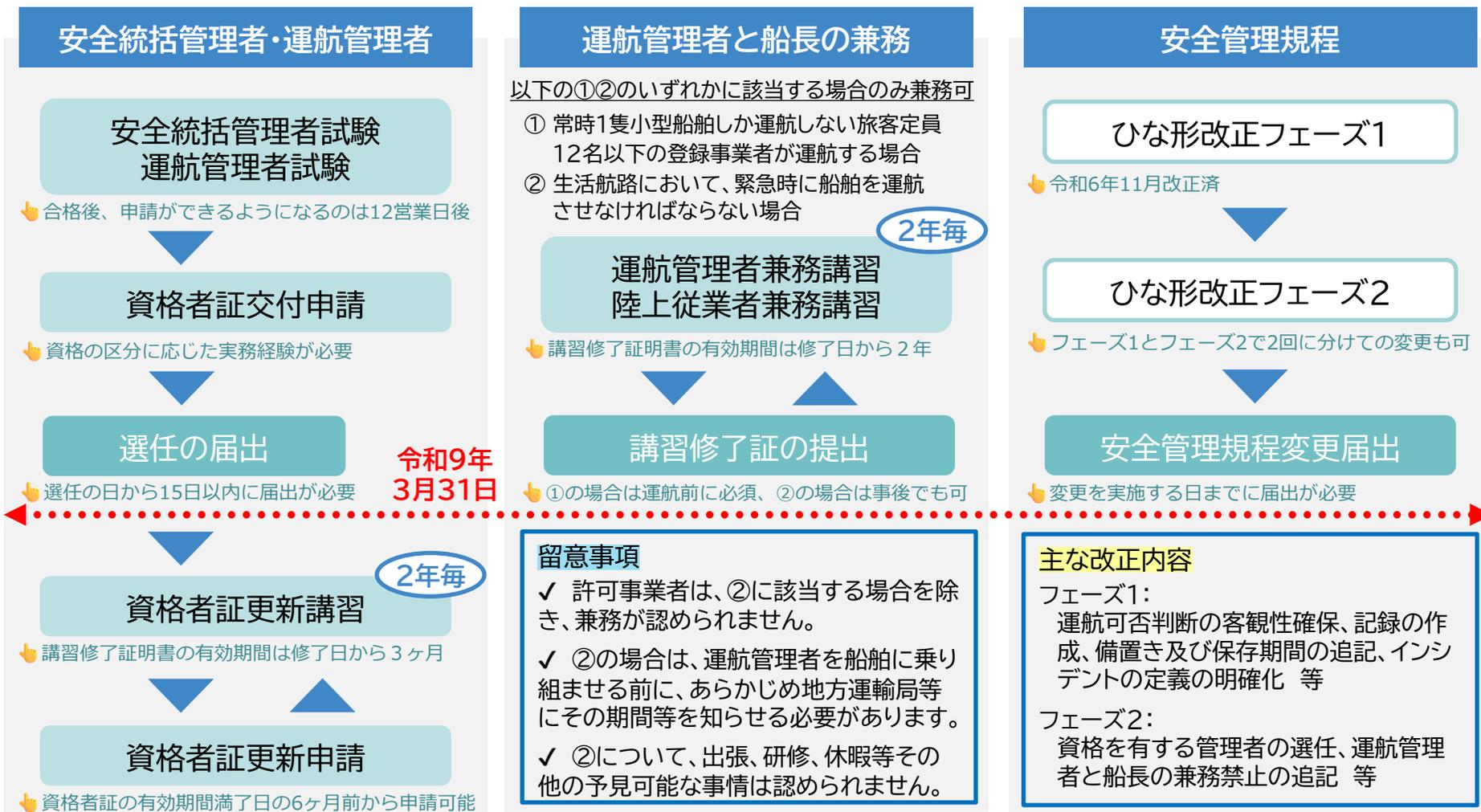
1. 管理者資格者証制度及び安全管理規程のひな形改正 (P1～P2)
2. ドライブレコーダーを活用した教育訓練 (P3～P7)
3. 安全設備等の義務化 (P8～P10)
4. 安全情報の公表 (P11～P15)
5. 海上安全メールマガジン「うみマガ」(P16～P17)

# 1. 管理者資格者証制度及び 安全管理規程のひな形改正

- 令和8年4月以降、安全統括管理者と運航管理者は、資格者証を有する者から選任しなければなりません\*。
- 令和8年4月以降、運航管理者は、原則として職務中に船舶に乗り組むことができません（船長との兼務禁止）\*。
- 事業者は、ひな形改正に即して安全管理規程を変更し、令和9年3月31日までに国に届け出る必要\*があります。

\*既存事業者には、経過措置期間1年あり

経過措置期間終了（R9.3.31）間際は申請・届出の集中が予想されます。早め早めの対応をお願いします。



## 2. ドライブレコーダーを 活用した教育訓練

- 知床遊覧船事故対策検討委員会の取りまとめにおいて、**ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等を日々の教育訓練へ活用することについて、一定の船舶への義務付けに向けたガイドラインを作成することとされたところ。**
- ガイドライン作成のため、令和5年度において、船舶でのドライブレコーダーの教育訓練への活用に関する調査を実施。
- 本調査で撮影された映像から、初任研修や事故・ヒヤリハット発生時の振り返り等へ活用できることを確認。(なお、性能は自動車用として販売されている市販品で対応可能)
- 令和6年度にドライブレコーダーを設置している旅客船・バス事業者へ追加ヒアリングを行い、教育訓練による事故削減のほか、「**有事の際に事実関係を確認することで、乗員を守ることができる**」ことが大きなメリットであることを確認。令和7年3月、ドライブレコーダーを活用した**教育訓練の実施ガイドラインを公表。**



実証船舶（一例）



調査に使用した  
ドライブレコーダー（一例）



前方カメラによる撮影イメージ



操船者カメラによる撮影イメージ

【撮影された映像の教育利用等への活用が考えられる場面（例）】

初任研修時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ベテランのお手本を映像で示す。</li> <li>✓ 研修の振り返りや注意点を確認。</li> </ul>
事故・ヒヤリハット発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事故・ヒヤリハット発生時の映像をもとに、再発防止に活用。</li> </ul>
定期研修時（平時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事故・ヒヤリハット映像をもとに再発防止や危険予知トレーニングに活用。</li> <li>✓ 手順等を守って安全運航に努めているかを確認。</li> </ul>
その他（教育以外での活用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事故やトラブル発生時の事実関係の確認、責任所在の明確化。（事実をもって船員を守ることができる）</li> <li>✓ 事故処理の円滑化。（事情聴取の短縮）</li> <li>✓ 乗客・乗員のマナー向上。（見られているとの意識から）</li> <li>✓ 機関室の監視。（固定式消火設備の省略、浸水等の監視）</li> </ul>

- 知床遊覧船事故対策検討委員会のとりまとめを受け、**ドライブレコーダー映像を活用した教育訓練ガイドライン**を策定。
- 本ガイドラインは、船舶運航事業者の皆様がドライブレコーダーの映像を活用し、**円滑な教育訓練を実施できる**よう、その効果的な活用が可能となる**機器の要件**や**具体的な教育訓練の方法**等を紹介。



ガイドライン  
掲載HP



## 【ガイドライン概要】

- ①ドライブレコーダーの導入  
ドライブレコーダーの**導入の目的**や教育訓練に必要な映像を記録するための**機器要件**※
- ②教育訓練に活用する映像データの収集・分析  
映像データの収集・分析を通じた、**効果的な教育素材の作成方法**
- ③教育訓練への活用  
収集・分析した映像による**教育訓練の実施方法**
- ④ドライブレコーダーの設置事例  
実際の船舶へドライブレコーダーを設置した**撮影事例**

## 【教育訓練フロー】

### ドライブレコーダー映像による教育訓練実施フロー

映像の確認・収集



- 少なくとも「事故」、「ヒヤリハット」、「操船に関する苦情」があった場合には、映像を確認し、該当部分を保存します。



映像の分析

- 保存した映像から、**操船の問題点を分析**しましょう。



個別操船者に指導

映像を共有し集団で指導

- 操船者に対して**指導を行い、問題点を是正**させましょう

- 操船者に対して**指導を行い、問題点を是正**させましょう



フォローアップ

継続的改善

- 指導後の操船映像を確認し、**きちんと指導が反映されているかを確認**しましょう。

- PDCAサイクルを回し、**安全運航のための改善を**続けます。

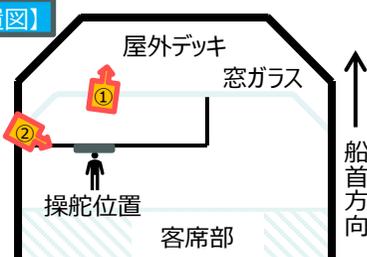
## 【設置事例】

※性能は自動車用として販売されている市販品で対応可能

### 【設置船舶】



### 【配置図】



### 【設置ドライブレコーダー】



※ 自動車用ドライブレコーダーを利用

### 【映像】



① 前方用カメラ



② 操船者用カメラ

種別	要件 〔 ◎は教育訓練を行うために最低限必要と考えられる性能 ○は推奨される性能 〕
前方用カメラ	◎ 水平画角:120度以上
	◎ 垂直画角:水面上の物標及び水平線を捉えられる
	◎ 解像度:1280×720ドット以上
	◎ 1秒に10回以上の頻度で記録できる(10fps以上)
	○ 夜間の映像が記録できる
	○ 逆光下等でも明瞭な映像が記録できる
操船者用カメラ <small>〔360度撮影できるカメラ等、1台で前方と操船者を撮影できるカメラでもよい〕</small>	◎ 操船者の見張り行動や、操船の様子が確認できる
録音機能	◎ 録音ができる
日付及び時刻	◎ 日付及び時刻を記録できる
位置情報	◎ GPS等により航行位置を記録できる
	○ 地図上の位置情報と連動して映像を表示できる
記録装置	◎ 記録媒体が未装着を知らせる機能がある
	◎ 一航海分の映像を記録できる記録媒体を備える
	○ 改ざん防止のため、外部からの書き込みや消去の防止機能がある
耐久性	◎ 堅ろうで、振動、衝撃等により容易に機能を停止しない
	◎ 防水対策が行われている(屋外設置の場合)
	○ 防塵・防塩対策が行われている(屋外設置の場合)
電源	○ 主電源切断時のデータバックアップ機能がある

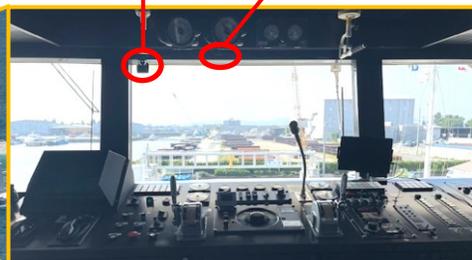
○ **ドライブレコーダーを活用した教育訓練の実施ガイドラインに基づき、ドライブレコーダーを設置・教育訓練を実施しているところ。** 例えば、部下船員への操船等に関する教育（事例1）や、異常事態への対処等の学び（事例2）として活用。  
 ⇒ドライブレコーダーの映像を教育訓練に活用することで、イメージが容易になる等、**効果的な教育訓練が実現できることを確認。**

## 事例1

○ 国際両備フェリー株式会社



船舶外観



操舵室（前方・操船者カメラ）



前方カメラ



操船者カメラ



一等航海士

船長

運航管理者

教育訓練の様子

○ 船長から一等航海士に対し、船舶の動きに合わせて操船や指示のタイミング等について教育訓練を実施。

### 教育訓練受講者のコメント

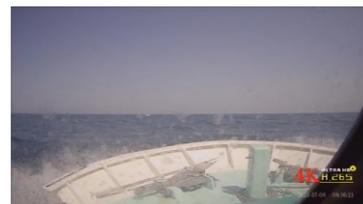
○ 船長の実際の操船を映像で見ることができるので、操船イメージができた。

## 事例2

○ 株式会社そともめぐり



船舶外観



前方カメラ



運航管理者

船長

甲板員

教育訓練の様子

○ 排気色異常が発生したことから、通常時との比較や発生原因、対処方法等について意見交換・教育訓練を実施。

### 教育訓練受講者のコメント

○ 排気色異常への対応について、映像だと一目瞭然で伝わりやすい。



※ 客室内・機関室・後部甲板にも追加でカメラを設置



操舵室  
（操船者カメラ）



客室  
（前方カメラ）



甲板員

船長

操船者カメラ



後部甲板（排気色異常が発生）

# 3. 安全設備等の義務化

# 安全設備等(知床関係)の義務化の目的

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等、隔壁の水密化等を義務化。

## 法定無線設備

- 陸上施設との確実な連絡手段を確保する。

## 非常用位置等発信装置

- 遭難した際、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。

## 救命いかだ等

- 万が一の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をすることが極めて危険であることから、水上で救助を待つことができるようにする。

## 隔壁の水密化等

- 波の打ち込みや損傷により船内に海水が浸入した際、浸水の拡大による沈没を防ぐ。

# 安全設備(知床関係)の義務化の適用日

✓ 旅客定員13人以上の船舶(旅客船)、旅客定員12人以下の事業船※に対する義務化の適用日は決定済み(規則改正済み。)

安全設備	旅客定員13人以上の船舶	旅客定員12人以下の事業船※
法定無線設備   業務用無線設備      衛星電話	令和4年11月1日(許可船) 令和6年4月1日(許可船以外) (中間検査又は定期検査までの経過措置あり)	令和7年6月1日 (中間検査又は定期検査までの経過措置あり)
非常用位置等発信装置   AIS                      EPIRB	令和6年4月1日 (定期検査までの経過措置あり)	令和7年4月1日 (定期検査までの経過措置あり)
救命いかだ等   救命いかだ      内部収容型救命浮器	令和7年4月1日 (定期検査までの経過措置あり)	<b>令和8年4月1日</b> (定期検査までの経過措置あり)
隔壁の水密化等   浸水警報装置      排水ポンプ	<b>令和8年4月1日</b> (定期検査までの経過措置あり)	<b>令和9年4月1日</b> (定期検査までの経過措置あり)

※ 海上運送法の適用を受け人の運送に使用される船舶

(注) 遊漁船業のみに供する船舶に対する義務化の適用日は、国土交通省HPからご確認ください。



# 4. 安全情報の公表

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告<sup>\*</sup>する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。 ※令和7年8月8日公表

## ＜事業者が公表する安全情報＞

### 【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府縣市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

### 【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命いかだ、救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの最新の船舶検査証書の交付年月日

### 【事故情報】

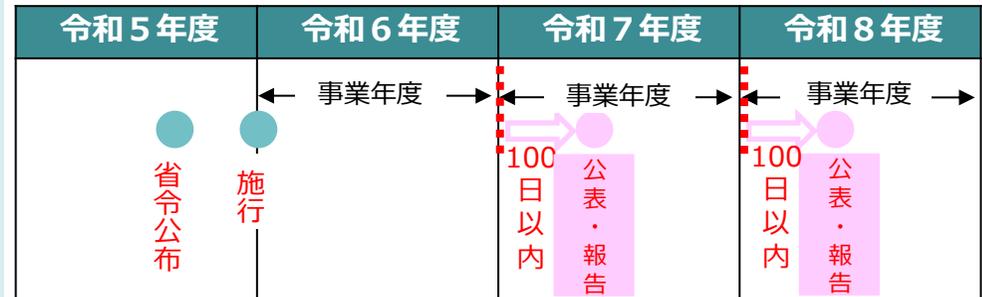
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

## ＜国が公表する安全情報＞

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL（事業者自らの公表・報告 義務なし）
  - ・ 事業の許可の取消し
  - ・ 事業の停止の命令
  - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
  - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

＜4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合＞



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度更新を行う。  
 検索サイト：[https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi\\_search.cgi](https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi_search.cgi)

## 安全情報報告様式

### 【別添1様式】事業者情報

回答欄（青色網掛け部）に入力ください。

事業年度の末日時点の情報を入力して下さい。

### 事業者情報

記入日：

項目	回答欄
事業者情報	
事業者名	
事業者HPのURL	
法人番号(13桁)	
代表者役職	
代表者氏名	
許可年度	
届出/登録年度（届出から登録に移行した事業者は届出年度を記載）	
事業種別	
一般旅客定期航路事業	
特定旅客定期航路事業	
対外旅客定期航路事業	
貨客定期航路事業	
一般不定期航路事業	
旅客不定期航路事業	
本報告の担当氏名	
本報告の担当者電話番号	
本報告の担当者メールアドレス	
営業所数	
地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）	
任意の安全に関する取組（任意）	
過去5年間の事業の用に供する船舶の事故件数	

**全シート共通：**  
 セル内での改行 ×  
 セルの結合 ×  
 行や列の挿入、削除 ×  
 シート名の変更 ×

**★よくある誤り・エラーの原因**

- ・「http://」や「//」が抜けている
- ・記号の誤り…「:」（半角コロン）が「;」（セミコロン）や「:」（全角コロン）になっているなど
- ・アドレスバーからコピペした際に「〇〇海運トップページ」等の文字列に変換されてしまっている

**★よくある誤り**

- ・許可事業に○が付いているが、許可年度ではなく登録年度が記載されている。
- ・許可事業と登録事業の両方に○が付いているが、登録年度しか記載していない。

**<事業種別 と 許可/登録 の別>**

- ・一般旅客定期航路事業 → 許可
- ・特定旅客定期航路事業 → 許可
- ・対外旅客定期航路事業 → 登録
- ・貨客定期航路事業 → 登録
- ・一般不定期航路事業 → 登録
- ・旅客不定期航路事業 → 許可（一部例外あり）

**★記載にあたってのお願い**  
 運輸局に届出された「地域旅客船安全協議会※」のみ記載してください。  
 加入していない場合、必ず空欄にしてください。

**★よくある誤り**

- ・○×旅客船協会
- ・×△湾海難防止協会
- ・「なし」、「ー」

※右記QRからご確認ください



(事業者情報 続き)

本報告の担当氏名		
本報告の担当者電話番号		
本報告の担当者メールアドレス		
営業所数		営業所数を入力ください。(半角)
地域旅客船安全協議会への加入状況(任意)		加入している協議会名を入力ください。記載例：関東
任意の安全に関する取組(任意)		<p>★記載の際のお願い</p> <p>HP掲載時に文字化けが起きてしまうため、「+ONEマーク」は「プラスワン(+ONE)マーク」と記載してください。</p>
過去5年間の事業の用に供する船舶の事故件数		2 (2件の場合)

全シート共通：  
 セル内での改行 ×  
 セルの結合 ×  
 行や列の挿入、削除 ×  
 シート名の変更 ×

★記載の際のお願い  
 HP掲載時に文字化けが起きてしまうため、「+ONEマーク」は「プラスワン(+ONE)マーク」と記載してください。

営業所所在地

項目	回答欄	記載例
営業所の所在地_01	郵便番号のみ	各営業所所在地の郵便番号を入力ください。(半角 ※ハイフンなし)
営業所の所在地_02	郵便番号のみ	記載例：1234567
営業所の所在地_03	郵便番号のみ	
営業所の所在地_04	郵便番号のみ	
営業所の所在地_05	郵便番号のみ	
営業所の所在地_06	郵便番号のみ	
営業所の所在地_07	郵便番号のみ	
営業所の所在地_08	郵便番号のみ	
営業所の所在地_09	郵便番号のみ	
営業所の所在地_10	郵便番号のみ	

★よくある誤り

- 郵便番号が間違っている
- 桁数が7桁になっていない

# 「旅客船事業者の安全情報」確認ポイント 様式2 船舶情報

## 安全情報報告様式

### 【別添2様式】船舶情報

回答欄（青色網掛け部）に入力ください。

**事業年度の末日時点**の情報を入力して下さい。

**全シート共通:**  
 セル内での改行 ×  
 セルの結合 ×  
 行や列の挿入、削除 ×  
 シート名の変更 ×

## 船舶情報

項目		回答欄	備考	
船舶情報	船舶数	(自動計算)	0 船舶ごとの情報を入力した船舶の数が自動計算で入力されます。	
船舶ごとの情報_01	船名		記載例：安全1号	
	総トン数		半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	旅客定員		半角数字にて入力ください。 記載例：10	
	救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣		<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p><b>★よくある誤り</b>                      ・救命いかだ搭載数が旅客定員と同じになっているなど、明らかに正しくない数が記入されている</p> </div>
		子供用の救命胴衣		
		救命いかだ		
		救命浮器		
	搭載している無線設備	携帯電話		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
		衛星電話		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
		業務用無線設備		搭載の有無をプルダウンより選択してください。
	最新の船舶検査証書の交付年月日		<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p><b>★よくある誤り</b>                      ・「交付年月日」ではなく、「有効期限」が記入されている（記入日より未来の日付になっていたら誤り！）</p> </div>	
船舶ごとの情報_02	船名			
	総トン数			
	旅客定員			
	救命設備の搭載数	大人用の救命胴衣		
		子供用の救命胴衣		
		救命いかだ		
		救命浮器		
	搭載している無線設備	携帯電話		
衛星電話				
業務用無線設備				
	最新の船舶検査証書の交付年月日			

# 5. 海上安全メールマガジン 「うみマガ」

○旅客船の運航に携わる幅広い関係者（経営者、安全統括管理者、運航管理者、船長、乗組員等）が、安全に関わる有益な情報に日常的に触れ、常に自分事として安全を意識することの端緒となるよう、旅客船の安全確保に役立つ幅広い情報を親しみやすい表現で届けるメールマガジン「うみマガ」を、海事局内若手職員が編集し、月に1回発信中（令和7年4月～）。

## 主なコンテンツ

- 旅客船に関連する制度改正や新たに導入される施策の周知・解説
- 安全総点検、安全キャンペーン等のお知らせ
- セミナー、研修等の開催情報
- 安全運航いろはカルタ
- 運航労務監査官コラム
- わが街ふなたび航路自慢（安全の取組を含む）など

キャラクター同士のかけ合いなどを取り入れ、親しみやすさや読者の理解を促進するよう工夫。

主人公



運航管理者見習い  
ピーきち

解説役



海事局 ネコ室長

## 紙面の例

旅客船の安全をめぐってと海事局で作る 海上安全メールマガジン **うみマガ** vol. 27 2025.5.26

📢 編集部より 📢  
GWはいかがお過ごしでしたか？お客さんが増えてお疲れの事業者さんも多いかもしれませんね。繁忙期を乗り切ってホッと一息な方も、気を引き締めて、いつもより安全運航いきましょう！

NEWS 「船のドラレコ（ドライブレコーダー）」ガイドライン公表！  
(3月28日)  
車の世界ですっかり定着したドライブレコーダー、通称「ドラレコ」。船にもドラレコを導入すれば、安全確保に役立つのでは？ということですが、この度、「船のドラレコ」を活用するためのガイドラインを公表いたしました！ぜひご活用ください。

「船のドラレコ」って船舶用の特別なドラレコ？  
船舶専用のドライブレコーダーもありますが、カー用品店に並んでいるものでもガイドラインの要件を満たすものはありますよ。

そんな中でも、事故が起きたとき以外にも使い道あるツツ！  
事故が起きたときの貴重な証拠になるのはもちろん、ヒヤリハット事例を映像で社内共有するなど、教育訓練に活用すれば、事故防止にもつながりますよ。

なるほどー、たーたら、いい取組になりそうです！  
現場での活用事例や運用上の課題などがあれば、ぜひ編集部までメールで教えてください！

海のドラレコ講座  
事故やヒヤリハット、操縦に関する苦情があったら、映像を確認してその部分の動画を保存  
映像を見て船舶の問題点を分析！  
乗組員本人に問題点を指導  
映像を共有してみんなで学習  
掲載した内容が実施できているか確認  
継続的改善

ガイドラインのダウンロードはこちら！  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_frk\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_frk_000041.html)  
(フィードバックの先もこちらに記載されています。)

3 安全運航いろはカルタ 出典：国土交通省運輸安全委員会「安全運航いろは」

安全運航のABCを知っていますか？  
船舶運航に関する事故の殆どはヒューマンエラーに起因しています。  
ほんのささいな「つうっかり」や「気のゆるみ」が会社の信用や財産を傷つけたり、最悪の場合、尊い人命を奪うことにもつながります。  
そんなつうっかりミスをなくするための合い言葉は「ABC」！常にみんなで見守って、実行していきましょう。

安全運航ABC  
A あたりまえのことを  
B ボンヤリせずに  
C しっかりやる！

注目！ 10分で分かる【特定教育訓練】～解説動画公開中～

2024年4月より、小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について特定教育訓練の実施が義務付けられています。国土交通省では、「訓練のやり方がピンとこない」「制度が難しい…」という声にお答えするため、10分で分かる解説動画を制作しました！  
※海上運送法第23条の2に規定する旅客運送船舶運航業務の用に供する船舶20トン未満の船舶

✓ こんな動画です！

特定教育訓練  
資料を読んでピンとこなかったけど動画だとピンと来たらいいかも！  
それはよかった！制度の全体像が掴めた。ガイドラインや事例のひな形を参考にダウンロードして活用してくださいね。

★ぜひご覧ください★  
特定教育訓練って何？ 特定教育訓練って何？  
(動画・中継録音等あり！)

制度の詳細情報や、各種ガイドライン・教材のひな形などのダウンロードはこちら！  
特定教育訓練HP [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_frk\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_frk_000041.html)

STORY 「安統官フォーラムin沖繩」★沖縄で初めての安全統括管理者会議開催★  
国土交通省で運輸安全管理マネジメント制度を担当する人15人が沖縄移住センターで、3/24、沖縄総合事務局の協力のもと、沖縄県では初となる「安統官フォーラム」を開催しました！  
参加事業者：県内の 航空、鉄道、バス、タクシー10社、定期・不定期旅客船等の海運事業者6社

今回設定した3つのテーマ  
●「運輸事業者に必要な人材・能力」  
●「効果的な内部監査の実施」  
●「事故・ヒヤリハット情報等の収集活用」

それぞれ関心のあるテーマを選び、選んだテーマ別にグループディスカッションを実施。  
事業規模も輸送モードも異なる多様なメンバーで、他社の取組や抱えている課題等に対し、活発な意見交換が行われました。

空や陸の話が船の安全に関係ある…？と思うかもしれませんが、一見、全然違う事案に見えても、意外と同じ悩みを抱えていたり、他モードの取組が自社の悩みの解決や新たな取組のヒントになることが沢山あります。

「安統官フォーラム」は、毎年各地で開催しています。（今年度は北海道、北陸信越、四国等で開催）経験豊富な調査官からのアドバイスもありますので、ぜひご参加ください！

今後の開催情報ははこちら！▶▶ [安統官フォーラム](#) 検索

大臣官庁運輸安全監理官室 運輸安全調査官 河合さよより情報もいただきました。

## 読者登録・バックナンバー

特設ページにて、読者登録フォームへのリンクや、バックナンバーを掲載。

特設ページ

